



過疎地域（大滝区）における固定資産税の課税免除

税務課資産税係（市役所1階④番窓口 ☎82-3146）

「過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法」の適用で、過疎地域として指定されている大滝区で事業を行う事業者は、左記の要件を満たした場合に固定資産税の課税免除が受けられます。

対象地域

伊達市大滝区全域

対象業種

製造業・情報サービス業など・農林水産等販売業・旅館業

主な要件

- 青色申告をしている個人か法人
- 令和3年4月1日～令和6年3月31日までに取得した固定資産

対象になる固定資産

事業の用に供される土地・家屋（新增築など）・償却資産で、取得価格が50万円以上のもの

※資本金などで条件が異なりますので、詳しくは市ホームページをご覧ください

課税免除の適用期間

資産を取得した年の翌年度から3年間

申請手続き

課税免除を受けようとする年の1月31日までに、申請書類を担当に提出してください。※申請様式は担当窓口でお渡ししているほか、市ホームページからもダウンロードできます



家畜・家きんを飼育している皆さんへ「飼養衛生管理状況の定期報告」をお願いします

農務課農政係（第2庁舎 ☎82-3201）

家畜伝染病予防法により、家畜・家きんを飼育している方は、毎年2月1日時点の飼育状況を北海道知事あてに報告しなければなりません。

報告の対象になる家畜・家きんを1頭（羽）でも飼育している場合は、畜産業を営んでいる方だけでなく、小規模飼育をしている方やご家庭で愛玩用として飼育している方も報告する必要があります。

令和2年度に対象の家畜・家きんの飼養者として市に報告があった方には、1月中旬に「飼養衛生管理状況に係る定期報告について」の照会文書を送付します。新たに該当する家畜・家きんを飼育している方は、市の担当に連絡をお願いします。

※2月1日時点で家畜・家きんがない場合でも、飼育する予定のある場合は報告してください

対象になる家畜・家きん

牛・水牛・鹿・馬・めん羊・ヤギ・豚・イノシシ・ニワトリ・アヒル・ウズラ・キジ・ダチョウ・ホロホロ鳥・七面鳥

報告書の提出先・問い合わせ先

- 市農務課農政係（第2庁舎 ☎82-3201）
- 胆振家畜保健衛生所（登別市富浦町4-3 ☎0143-8513231）

家畜の飼養衛生管理基準

家畜伝染病の「発生予防」「早期の発見・通報」「迅速・的確な初動対応」など、家畜防疫体制について、家畜伝染病予防法に基づき「飼養衛生管理基準」が定められています。

□蹄疫や高病原性鳥インフルエンザなどの家畜伝染病から大切な家畜を守るため、徹底した洗浄・消毒や異常な症状を確認した場合の早期通報など、飼養衛生管理基準の遵守について積極的に取り組んでいただきますようお願いいたします。

